

第2次交野市空家等対策計画 に基づく取組の報告

都市まちづくり課

交野市空家等対策計画について

空き家対策の基本方針	空き家対策の取組	取組内容
(1) 空き家の発生抑制と 流通促進	①市民への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による情報発信 ・セミナー・相談会の開催
	②空き家所有者等への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の納税通知の活用
	専門家との連携による活用等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家活用支援制度（仮称） ・空き家の活用等支援機会の拡充
	③住宅ストックの良質化	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震補助制度 ・住宅取得流通促進支援事業補助制度 ・中古住宅の流通促進制度の普及
(2) 「まちづくり」の視点を 持った空き家の活用	④伝統的民家を活用した空き家対策 【古集落】	<ul style="list-style-type: none"> ・古集落ワークショップ ・伝統的民家活用事業（仮称）
	ゆとりある敷地を維持した空き家対策 【計画的住宅地】	<ul style="list-style-type: none"> ・マイホーム借上げ制度の普及
(3) 管理不全な空き家の解消	⑤地域と連携した空き家の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による情報発信【再掲】 ・セミナー・相談会の開催【再掲】 ・空き家管理サービスの提供
	⑥老朽化した空き家の除却	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅除却補助制度
	⑦管理不全空き家等及び特定空き家等 に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者等への通知・助言等

（出典：第2次交野市空家等対策計画の概要）

①市民への意識啓発 ⑤地域と連携した空き家の維持管理

セミナー・相談会の開催

人権と暮らしの相談課と連携し 消費生活センターの出前講座にて講演

開催日 令和6年度より3回
内容 空き家問題と空き家対策について
参加者数 累計30名程
感想 「事例紹介が分かりやすかった」
「また講演をお願いしたい」



出前講座での講演の様子

高齢介護課と連携し終活に関する 市民フォーラムでの講演

開催日 令和6年8月24日(土)
内容 交野市の空き家対策について
参加者数 252名
感想 「勉強になった」
「家の名義を確認しようと思った」



市民フォーラムの様子

①市民への意識啓発 ⑤地域と連携した空き家の維持管理

セミナー・相談会の開催

令和6年度 いつ始めるの!?明日から始める最期の話

開催日 令和6年11月22日(金)

内容 第1部 高齢介護課「人生会議を形だけで終わらせないための話」

第2部 都市まちづくり課「老後の住まいと相続の話」
講演：りそな銀行、関西みらい銀行

第3部 個別相談会（りそな銀行、関西みらい銀行、宅建協会）

参加者数 59名（個別相談会6組）

感想 「これからよく考えたい」
「相続を具体的にイメージできた」等

無料セミナー・相談会

いつ始めるの!?
明日から始める**最期の話**

令和6年11月22日(金) 13:00 開場
交野市役所 別館3階 中会議室(申込不要)

第一部 13:30 ~ 14:25 「人生会議を形だけで終わらせないための話」
講師：かわべクリニツク 川邊 正和 さん 川邊 綾香 さん

第二部 14:30 ~ 15:15 「知って損なし！老後の住まいと相続の話」
講師：りそな銀行、関西みらい銀行

第三部 15:20 ~ 個別相談会 **(申込不要)**
協力：大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部
りそな銀行、関西みらい銀行(順不同)

相対で探めるのは嬉しい
老後のこと考えてるの？
自宅で介護は大変だろう
寝たきりになったらどうしよう

主催：交野市 高齢介護課・都市まちづくり課



セミナーの様子



個別相談会の様子

(1) 空き家の発生抑制と流通促進

③住宅ストックの良質化

住宅取得流通促進支援事業補助金

要件：令和5年1月1日以降に平成25年以前に建築された中古住宅を取得し、令和6年中に住民票を異動していること

金額：5万円から上限なし・住宅の築年数に応じて算定

(昭和56年5月以前建築の場合80万円～) —— 新築も対象 —— 中古住宅に限定

令和6年9月より予算残高不足のため受付を一時中断し仮受付を開始。補正予算にて対応予定。

実績

令和4年度	令和5年度	令和6年度
176件	274件	31件

耐震関係の補助金

正月の能登半島地震の影響か、例年に比べ問い合わせが多い。

要件：昭和56年以前の旧耐震基準の木造住宅を所有していること

金額：耐震診断 最大5万円、耐震シェルター設置工事 最大40万円

耐震改修 最大100万円

実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
診断	7件	8件	2件	12件
改修 シェルター	3件	5件	3件	2件

補助金は併用可能

(1) 空き家の発生抑制と流通促進

令和6年度における補助事業の周知方法の工夫

- 1) 耐震関係と住宅取得の補助事業をA4チラシにまとめて記載
- 2) 法人を対象とした補助金説明会の開催
(令和5年度までは、別々に周知活動を行っていた)

説明会の様子



補助金説明会

開催日 令和6年4月26日(金)

参加者 30名

市内金融機関の他、不動産協会及び大阪府宅地建物取引業協会京阪河内支部の協会員

平成25年以前建築の中古住宅を
取得した・検討している方 **ご注目!!**
新築に建替えて
100万円の可能性も!?

令和6年度 住宅取得流通促進 支援事業補助金

〈交付要件〉
令和5年1月1日以降に交野市内に
平成25年以前建築の中古住宅を取得し
令和6年中に住民票の異動を行っていること

〈基本金額〉 (取得した建物が)	〈加算金額〉
平成21年~平成25年に建築 5万円	①旧耐震基準の建物 + 40万円 (取壊基準法改訂前建築)
平成6年~平成20年に建築 20万円	②市外からの転入 + 5万円
平成5年以前に建築 40万円	③④かつ中学生以下の子どもがいる + 5万円

結婚新生活者なら
補助金額が2倍!!

例えば・・・
交野市外に住んでいた子ども3人を引き世帯が
基本金額: 40万円
加算金額: ①40万円
② 5万円
③15万円
補助金額**100万円**

交野市 都市まちづくり課 892-0121(代表)

※ 本事業は予算がなくなり次第、受付を終了します。 ※ 本事業は国の地域少子化対策推進交付金を活用しています。

補助金チラシ(表面)

住まいの**地震対策**は
万全ですか?
補助金を活用して
安心・安全な暮らしを
必ず**契約前**に事前相談を!

〈交付要件〉
昭和56年5月以前の**旧耐震基準**により建築された
交野市内の**木造住宅**を所有していること
※ その他、所帯・構造評点等の補要件あります

耐震能力を「知る」 耐震診断 最大 5万円	地震に「備える」 耐震改修 最大 100万円	リスクを「除く」 除却工事 最大 40万円
---	--	---

昭和56年6月に改正された建築基準法では、
震度6強~7程度でも倒壊を免れる耐震基準が義務付けられていますが、それ以前は、震度5強程度までの耐震基準しか定められていません。

ブロック塀等撤去・改修補助金もあります
補助金・お借付金に
至した場合は600m以上のもの、※その他、お借付金あり

交野市 都市まちづくり課 892-0121(代表)
tosi@city.katano.osaka.jp

※ 本事業は予算がなくなり次第、受付を終了します。(申請受付期間: 12月末まで)

補助金チラシ(裏面)

④ 伝統的民家を活用した空き家対策

古集落ワークショップ

開催日 ①令和6年9月28日(土) ②令和6年10月19日(土)

目的 伝統的民家を活用した空き家対策の推進が必要としている私部古集落において、施策の対象とすべき民家に旗立てを行う

ファシリテーター 関西大学 環境都市工学部 建築学科 教授 岡 絵理子

内容 まちあるきを行い、私部の残したいと思った風景を撮影し、着目ポイントについて発表する

参加者 ①関西大学 学生8名 ②文化財やまちづくりに関する有識者10名



撮影ポイントを地図にマッピング



写真を投影して発表

(2) 「まちづくり」の視点を持った空き家の活用

古集落ワークショップ



撮影したポイント

- 令和6年 9月28日 (土) 学生
- 令和6年10月19日 (土) 有識者



古き良きものを残そうとする地域住民の意識の高さ



新しいものを景観に馴染ませる地域住民の街に対する気遣い

(3) 管理不全な空き家の解消

⑥ 老朽化した空き家の除却

木造住宅除却補助制度

要件：昭和56年以前の旧耐震基準の木造住宅を所有していること

金額：最大40万円

実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	11件	13件	13件	20件

空き家解決事例

(非公開)

⑦管理不全空家等及び特定空家等に対する措置

空き家所有者等への通知・助言等

都市まちづくり課では、近隣住民等からの相談等により把握した適切な管理が必要な空家等に対して、空家法に基づき、所有者等の所在を調査し、文書(12条通知)を送付することで適切な管理を呼びかけている。

また、所有者等から相談を受けた際は、その内容によって連携協定先を紹介したり、全日本不動産協会やNPO法人空家・空地管理センターに市からフォローアップを依頼することで、空家等の適切な管理を促進している。

	相談等	12条通知	改善
令和3年度	16件	16件	9件
令和4年度	10件	10件	2件
令和5年度	10件	10件	8件
令和6年度	16件	12件	7件
平成27年度からの累計	172件	162件	116件

解決事例
(非公開)